

# 倉敷市環境審議会（平成25年度第3回）議事録（要旨）

日 時 平成25年12月26日（木）

14：00～16：00

場 所 本庁舎 207会議室

出席委員 天本委員、伊東委員、沖委員、小田委員、片山委員、小林委員、田口委員、難波委員、野島委員、廣田委員、本郷委員、宮田委員、宮野委員、八島委員、山本委員、吉田委員

事務局 環境リサイクル局 塩尻局長

環境政策部 中原部長、永瀬次長、小田副参事

環境政策課 小野課長補佐、瀧本係長、三宅係長、宗田係長、  
笹川係長、笠原主任

地球温暖化対策室 大江室長

環境監視センター 橋所長

環境学習センター 潟谷所長

一般廃棄物対策課 小野係長

## 1 あいさつ（環境リサイクル局 塩尻局長）

## 2 開会

（事務局）

平成25年度第3回環境審議会を開催します。本日は、青江委員、時信委員、竹内委員の3名が所用のため欠席されておりますが、定数19名の過半数を超えており、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。今後の議事進行につきましては、条例第6条の規定により、沖会長にお願いいたします。それでは、よろしくお願いします。

## 3 議事

（会長）

みなさん、こんにちは。今日は、年末のお忙しいときに、また雨の中お越しいただきましてありがとうございます。限られた時間でございますが、活発なご議論が出ることを楽しみにしておりますので、よろしくお願いします。

議事に先立ちまして、本日の会議の議事録署名委員を、本郷委員、宮田委員のお二人の

方にお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。また、この審議会は公開しておりますが、本日はお見えになっておりません。

### (1) 倉敷の環境白書について

(会長)

それでは議事に入りたいと思います。一つ目ですが、平成25年度版倉敷の環境白書について、まずは事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

平成25年度版倉敷市環境白書についてご説明差し上げます。

先日、当審議会の資料として、倉敷の環境の現状や各施策の進捗状況等を取りまとめた平成25年度版の「倉敷の環境白書」と、詳細なデータを記載した「環境白書資料編」の2冊をお送りしております。環境白書後半の施策の進捗状況につきましては、9月6日の第2回審議会でご説明いたしましたので、今回は環境の現状や推移につきまして、表紙に議事1と書いた概要版を用いてご説明差し上げます。

まず、1ページめくって頂きまして、1ページ、2ページをお開きください。平成24年度の新規事業や施策を5つ掲載しております。まず1つめは議事2で後程説明いたします、生物多様性地域戦略策定へ向けた取り組み、2つ目が昨今ニュースで取り上げられることが多い大気汚染についての監視体制の強化、右ページに移り、3つ目が昨年度条例を制定しました、ポイ捨てと路上喫煙制限条例のこと、4つ目が温暖化対策の新たな取り組みである、中小企業向けの省エネセミナー、最後に、平成24年度からオープンした環境学習センターについて取り上げています。このトピックスについては、市民の皆様へ分かりやすく情報をお伝えすることを目的に掲載いたしました。

次に1ページめくっていただきまして、3ページをお開きください。環境に関する市民の関心について、アンケート調査を実施した結果を掲載しております。この結果については、前回の審議会においてもご説明しておりますが、市民の方が重要と考えているものは、⑦「安全安心な生活環境」、⑬「子どもたちへの環境教育」、⑤「良好な水環境」、⑥「クリーンな大気環境」といったものの割合が高い傾向であり、一昨年と同じ傾向でした。また、現状で効果が上がっている、満足していると考えているものは②「まちの緑化」、③「美しい景観」といったものでした。

次に、右の4ページに移り、倉敷市の環境関係経費の推移です。グラフのとおり、ここ10年、横ばいで推移しており、市支出全体の概ね1割弱の228億円程度です。3番の気象や人口などについてですが、人口推移の推計が新たに発表されました。従来から傾向は変わらず、平成27年あたりから徐々に減っていく予想となっております。

1ページ開いていただき、5ページですが、倉敷市の環境施策の推進としまして、まず

「自然環境」についてご説明いたします。市の第二次環境基本計画の基本目標の一つに「豊かな自然」との表現がありますが、これにつきましては、実行計画として「くらしきネイチャープラン 2011～2020」により、様々な事業を実施しています。

倉敷市の自然環境の特徴について、5ページの中程に書いてありますが、記録に残る目撃例などから、市内の維管束植物は約1,450種、動物については、イノシシ、キツネ、イタチなど約20種類、鳥類は約230種類、昆虫類は約2,800種類確認されています。

右の6ページに移り、希少野生生物の保護についてですが、倉敷市で記録のある種についてまとめた表となっております。写真にあるように、ナゴヤダルマガエルやスイゲンゼニタナゴなどが市内に生息しております。詳細については、環境白書の資料編の中に詳しく掲載していますので、後日、ご確認ください。

続きまして、市内で確認された記録のある外来生物、もともと日本にいなかった生物のことですが、6ページの表、7ページの写真にありますように、よく目にするオオキンケイギクや平成20年度に確認されたセアカコケグモ、平成22年度に初めて確認されたアライグマ（大平山）、など市内にも多くの外来生物が生息しています。平成24年度に新たな外来生物の確認はされておりません。

また、7ページ下には、議事2に関連することですが、生物多様性地域戦略策定への取り組みとして、真備の妹地区での自然環境保全基礎調査の実施や、いきものまちづくり懇談会の開催、地域戦略策定委員会の開催を行い、策定に向けた取り組みを進めました。

8ページ「水質汚濁の防止」をご覧ください。

まず、下水道などの普及率について、グラフのとおり少しづつ普及率は上昇しております、24年度末現在、合併浄化槽と下水道の普及率をあわせて、85.6%となっております。下水道等の普及により、川や海の汚染物質が減少する一因になっているものと思われます。

次に水質環境の現状ですが、倉敷市では、河川18地点、海域21地点で水質調査を実施しております。まず河川の水質の状況ですが、川の汚れの目安であるBODの環境基準達成率の推移を下の表に示しており、すべての河川で環境基準を達成しております。

次に9ページ、10ページをご覧ください。各地域のBODの経年変化についてグラフで示しています。年により多少値が上下していますが、市独自調査の河川を除き、環境基準が設定されている河川では、基準値内に収まっております。

10ページ中ほどですが、赤潮などを引き起こす原因物質であります、窒素、りんにつきましては、倉敷川において低い値で継続しております。

次に11ページ、12ページをご覧ください。上の表は、海の汚れの目安であるCOD等の環境基準達成率です。11ページ下の表、12ページの上のグラフについては、ここ10年の推移ですが、海域全体で改善傾向がみられます。

次の13ページをご覧ください。同じく、海の窒素、りんの経年変化のグラフについて、

年により多少の上下がありますが、おおむね横ばいの傾向がみられます。

なお、8ページから、川や海の状況についてご説明してきましたが、カドミウム、シアノ、ヒ素等の健康項目と言われる、人の健康に関する環境基準に指定されているものなどについて、環境基準達成率は100%でした。詳しくは資料編に記載しております。

次14ページをご覧ください。市内の工場や事業場の水質関係の立入調査の状況です。倉敷市では、水島コンビナート企業をはじめ、市内の各種工場について、監視・指導を行っています。その立入状況等は上のグラフのとおり、24年度は140の事業場に立入調査を行い、排水違反率は4.2%でした。違反した場合は、排水処理施設の改善指導や再度の立入調査を実施しております。また、工場や事業場によっては、汚濁物質の濃度で規制するだけでなく、工場全体からの排出総量での規制があります。項目としては、COD、窒素、りんの3項目ですが、その排出量のグラフを14ページ下に載せています。各項目はゆるやかに減少しています。

15ページをお開きください。「大気汚染の防止」に移ります。

大気汚染の原因として、工場や自動車からの排出ガスなどがありますが、市内の大気環境の状況を調べるために、15ページの図にありますように、24ヵ所に大気測定局を置き、地図の②にあたる環境監視センターで24時間の常時監視を行っております。

16ページをご覧ください。測定結果の推移につきましては、グラフにありますように、年間の平均値については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの項目は概ね減少傾向にありますが、光化学オキシダントについては、近年、横ばいないし増加の傾向にあります。

17ページをご覧ください。環境基準の達成率についてですが、24年度は光化学オキシダント、微小粒子状物質であるPM2.5について、環境基準を達成していない状況となっています。そのうち、大陸間の越境汚染など最近ニュースで取り上げられることが多いPM2.5について、平成23年度、平成24年度ともに3局ずつ設置し、平成24年度末で6局での監視体制となっています。本年度にも新たに4局に設置し、計10局で測定を行い、監視体制の強化を図ります。また、注意喚起のための暫定的な指針の改善が国の専門家会合で示され、岡山県とともに倉敷市でも運用が始まりました。よりきめ細やかな注意喚起を行うことで、市民の方への適切な情報提供ができると考えています。

18ページをご覧ください。大気汚染の中でも、光化学オキシダントは、夏場に濃度が上昇しやすい傾向でありますて、濃度が上昇した時には、オキシダント情報や注意報を発令し、FM放送やインターネットなどを通じての注意喚起や学校等に連絡して被害が出ないように注意を促しています。また、発令時には、水島地区の主要工場に対して、原因物質である窒素酸化物などの削減要請をしています。下のグラフにありますように、ここ数年、情報や注意報の回数が増加傾向にありましたが、平成23、24年度の注意報は1回のみの発令でした。理由としては、23、24年度の7~9月における日射量が平成22年度より少なく、かつ最高気温も低かったためと考えられます。

19ページをご覧ください。続きまして、発がん性などが指摘されている有害大気汚染物質についてですが、その中のベンゼンのグラフを上に示しております。平成9年の測定開始から、松江局などで環境基準を超えておりましたが、立入等による発生源の把握と排出事業者による排出抑制などにより、平成20年度以降は、環境基準を達成しております。その他にもトリクロロエチレンなど3種類に環境基準が設定しておりますが、測定開始以来基準を満足しております。

また、地上に落ちてくる、ちりやほこり等を降下ばいじんと言いますが、19ページ以下のグラフは、降下ばいじんの測定結果です。降下ばいじんについては、洗濯物や窓ガラスの汚れなどの苦情につながりやすいことから問題視されていますが、年度によって増減はあるものの、長期で見ると減少傾向で推移しております。

20ページをお開きください。騒音・振動の防止についてですが、法に基づく規制対象事業場数は、表のとおり、騒音で600程度、振動で300程度となっております。

21ページをお開きください。騒音・振動の続きですが、建物解体作業等を行う際には、届出が必要となっており、上のグラフのとおりそれぞれ年間100件程度の届出を受理しています。届出があった際には、騒音・振動の防止について指導を行っています。21ページの下の表に新幹線騒音の結果を掲載しておりますが、騒音については測定定点すべてで環境基準を超過しておりました。JR西日本に対して騒音対策の要請をしております。

22ページをお開きください。化学物質による汚染状況の把握として、PRTT法による届出量の把握を行っております。グラフで平成24年度の値が急増しておりますが、これは、計算マニュアルの改定により鉄鋼業において再生資源として搬出されたスラグについて、計算に加えることとなったためです。再生資源として扱っていること等から、特に環境への負荷等が急増したということではございません。

23ページをお開きください。化学物質対策としましてダイオキシン類の結果をお示しております。この測定は毎年度実施していますが、河川、海、地下水及び大気中のダイオキシン類については、それぞれ表のとおりであり、環境基準を達成しております。

続きまして、24ページですが、公害苦情の件数を示しています。年間200件程度ご意見をいただいております。内訳といたしましては、大気汚染に関するご意見、騒音に関するご意見、水質汚濁に関するご意見の順で多いといった割合となっています。ご意見をいただいた際には、なるべく現地に速やかに向かい、当事者に指導や助言を行っています。

次に25、26ページをご覧ください。廃棄物とそのリサイクルについてですが、(1)のごみの発生量は、前年と比較して減少しております。これは平成23年度に、大型店舗の新規出店や増床による経済活動の活性化のため増加傾向だったものが、ひと段落したためと考えられています。

(2)の資源ごみの回収量についてのグラフですが、近年は同程度の回収量で推移しています。しかし、燃やせるごみの中に資源化できるものがまだ多く含まれていることが分かっていますので、引き続き、分別の徹底について周知していく必要があります。

26ページの（3）につきましては、回収したガラス瓶の再使用等についてのグラフです。一升瓶やビール瓶などの再度使用できる瓶はそのままの形のまま事業者へ搬出しています。それ以外のガラスは細かく色別に碎いた状態とし、再利用化を図っています。

(4) のリサイクル率の推移については、資源循環型の廃棄物処理施設である水島エコワークスにより、全国的にも高いリサイクル率となっています。年度により数値の上下はありますが、大きな変化はありません。

次に27ページをご覧ください。ここでは、地球温暖化対策についてご説明いたします。倉敷市全体の温室効果ガスの排出量につきましては、最新のデータが平成21年度です。この年の市域全体の排出量は、平成19年と比べて15.5%減少しましたが、これは世界的な金融危機の影響により、特に産業部門での生産活動等が減ったためと考えられています。倉敷市は全温室効果ガスの排出量のうち、80%が産業部門となっており、景気の動向が大きく影響される構造となっています。また、27ページ下ですが、平成24年度は、事業者の多くを占める中小企業に温暖化防止の取り組みを進めるため、「くらしき省エネセミナー」を新たに開きました。事業所における省エネ等のノウハウやローコストな経費削減方法についての紹介がありました。

28ページに移りますが、住宅用太陽光発電への補助件数等についてです。倉敷市では、平成16年度より住宅用太陽光発電システムへの補助を行っており、震災以後の再生可能エネルギーへの関心の高まりを受けて、平成23、24年度は1,500件以上の補助を行っています。市が補助した太陽光発電システム全体で削減できた二酸化炭素について、国内クレジット制度を活用し、認証機関において認証を行っています。流れについては、（3）をご覧ください。これは平成23年度からの事業ですが、売って得たお金で、地球温暖化防止に関する出前講座用のテキストを作成しております。

29ページをお開きください。真ん中の図は、倉敷市役所関連施設から排出された温室効果ガスの排出実績です。平成24年度は基準年に比べると約12%減りました。これは、倉敷市役所が組織として省エネへ取り組んだことや、電気の使用でのCO<sub>2</sub>が計算上減ったこと、また、一般廃棄物の焼却による二酸化炭素の排出が減ったためです。

30ページをご覧ください。今後の環境問題の解決のためには、環境学習や環境教育を行っていくことが重要ですが、倉敷市ではこの表にありますように、環境フェスティバル、リサイクルフェア、自然観察会などの様々なイベントを開催しています。また、市職員が講師として地域に出向く出前講座も数多く実施しております。その利用状況は下のグラフにありますように、年々増加傾向にあります。平成24年度に急増しているのは、ごみの量を減らすため、市の職員による、ごみの分別の早朝指導を多く行ったためです。

最後の31ページをお開きください。平成24年度にオープンした、環境学習センターについて記載しております。環境学習の拠点施設としての利用や、環境に関する図書室としての利用、展示室としての利用が行われています。また、会議室としても、市民団体等

から多く利用されております。

以上で説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問があればお願ひします。

(委員)

3ページの市民の関心のアンケート結果で、⑩「次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます」というもの的重要度が14%で、逆に満足度が5.1%ということで、満足していない人が多いという感じですが、今の説明の中で30ページや31ページで環境教育や環境学習の推進を結構行っているようですが、この差というのは、例えばESDとかいろいろ言われていますが、教育委員会を巻き込んだ取り組みとか、学校への誘い掛けというようなものをもう少し行われたら更に良くなるのではと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

満足度と重要度に差があるとのご指摘ですが、学校への働きかけなどについては、出前講座やエコライフチャレンジという名前の出前授業など民間の団体の方とも一緒にいろいろ行っていますが、出前講座の数は小学校が多いですが非常に増えているということが言えます。また、一方で学習センターで講座等を実施してもなかなかお客様が集まらないという状況があり、こちらが提供しているものと需要とのミスマッチがあるかと思いますので、これについては今後勉強していきたいと思います。

(会長)

環境学習センターが設置されたのが、平成24年4月1日ですよね。このアンケートが平成25年1月でしょうか。まだ本格的に動いていない間ということもあるかもしれませんね。我々も岡山大学として環境教育に力を入れておりますが、あちこちでいろいろな講座が開かれますと、逆に分散してしまう、集まりが悪いといったこともありますし、いろいろな意味で同じ様な環境学習であったら、事前に関係する方々との打ち合わせとか、開催する日とか講演していただく方との調整もあった方がいいのではないかという気もしますし、逆にワークショップ的な小さなことからだんだんと大きく築いていくといったやり方もあります。恐らくこれからいろいろお考えになって動いていただくところではないかと思っております。よろしくお願いします。

(委員)

水質の検査をされているのが9ページあたりのグラフで載っています。検査をする時期は毎年同じ時期にしているのだと思いますが、大雨の後とか晴天が続いているときだとすると、随分水質も変わってくると思いますが、全部統一しているのですか。

(事務局)

海域、河川につきまして、毎月実施しております。先程おっしゃったように、大雨とかの普段の状況と異なる場合は、月の中でも日をずらして、比較的水質が安定しているだろうと思われる日を選んで実施しています。異常な場合は、それを避けて、安定と思われる日に毎月実施しています。以上でございます。

(会長)

水質調査をするとき、このように安定と思われる日に実施していますが、なかなか大変です。一般に公的なところで出される水質の調査は今おっしゃったとおりのやり方で行っています。ただ、ゲリラ豪雨とか台風が何回も来て、普通の晴れた日でない状態も生じます。意識的に、そういう場合にどう水質が変化しているかを追っていかなければ、シミュレーションする場合によい結果が得られないということもあって、そちらの方も幅広く、大学の研究としてデータを集めています。

(委員)

公害苦情の対応についてですが、20年度以降増えている傾向にありますが、この増えている内容については、苦情が出ても仕方がないというようなことでしょうか。その日その日の天気によるものとか、公害として、今日は電話が来ても仕方がないなみたいなことで受けられているのでしょうか。それとも、たいしたことないのに、来ている状態なのでしょうか。

(事務局)

苦情の件数の状況が23、24年と200件を超えているような状況ですが、内容としては、大気汚染の関係で多いのが野焼きの苦情といった焼却苦情が大半を占めております。あと、騒音振動ですが、工場の近くの音で苦情が寄せられることは少なく、どちらかといえば建設現場であるとか、資材置き場での作業音とか振動についてのご相談が多くを占めているような状況ではありますので、天気とか、来ても仕方がないという表現がどうかは不明ですが、ご相談があったとき、こういった件数として挙げています。

(会長)

17ページのところに、PM2.5の自動測定機を設置されていることが書かれています。

これから局を増やされると思いますが、1台の金額はどの程度でしょうか。

(事務局)

価格ははっきり覚えていませんが、確か1台200万円前後だったと思います。

(会長)

設置する場所が非常に重要であって、今6カ所とありますが、むやみに増やす必要もなく、どういう基準で設置をお考えになっているかは不明ですが、これから先、皆様の関心事であり、測定値をきちんと出していかなければならないところですので、お伺いしたところです。

(委員)

19ページ、有害大気汚染物質ベンゼンの測定結果がありますが、資料編の53ページに平成24年度の結果があり、基準値が3ということで決められておりますが、松江地区がダントツの2.9ということで、これは年間平均が2.9ということですので、高い月もあると思いますが、どの程度でしょうか。

(事務局)

毎月測定しておりますので、平成24年度ですと、一番高い月で12という数字が出ています。他の月の12回分を平均した場合、2.9という数字になっています。

(委員)

年の平均値が2.9ですよね。そうなると、そこに住まわれている方はすごい心配でないかと思います。企業に対して指導等はどうされているのでしょうか。

(事務局)

高い濃度が出た場合は、松江地区が水島コンビナートのすぐそばの地域となっていますので、そこでベンゼンを使用されている企業、特に大手企業に対して、測定した日の使用状況とか、特別なことがされていないかとかを確認したうえで、削減できることがあれば、そちらの要請や指導を隨時行っています。

(委員)

29ページの倉敷市役所の温室効果ガス排出実績ということで、平成24年度の実績が出ていますが、国の温室効果ガス排出実績が公表されるのは非常に遅いのですが、市役所の温室効果ガス排出実績はすぐに出ているので、非常にいいなと思っています。基準年に對して12%の削減ですが、その内訳として、全体のエネルギー使用量が減ったことと、

電力会社の発電時の CO<sub>2</sub> 排出係数が減ったためとしていますが、このうちの CO<sub>2</sub> 排出係数というのは、中国電力の排出係数が減ったことで、その割合というのは、この中のどれくらいかが分かれば教えてください。

(事務局)

先程説明がありましたように、一般廃棄物の焼却も減っていますが、またエネルギー使用量も減っています。今ご質問のあった、電気の排出係数ですが、基準年度の 2007 年度が 0.677、2012 年度が 0.657 になっています。割合は計算していませんが、そういう値となっており、少し排出係数が下がっていることが影響していると考えています。

## (2) 倉敷市生物多様性地域戦略の策定状況について

(会長)

次が二つ目でございます。倉敷市生物多様性地域戦略の策定状況についてです。まず、説明を先にお願いしたいと思います。

(事務局)

皆様のお手元に、パブリックコメント版ということで、倉敷市生物多様性地域戦略原案「～倉敷の豊かな自然と瀬戸内の恵みを未来につなぐために～」という冊子をお届けしていると思います。ご覧になってお分かりのとおり、非常に厚い、100 ページを超える内容となっていますので、一つ一つの説明はこの場では割愛させていただきまして、もう一枚 A4 裏表の生物多様性地域戦略についてという資料を送付させていただいておりますので、そちらを中心に説明いたします。

前回の審議会の際にも策定状況ということでご説明させていただきましたが、本戦略は策定委員会を設けて、この審議会からも小林委員、八島委員と青江委員の 3 名に策定委員として昨年度より加わっていただいております。現在までのところ、昨年度 2 回、本年度 2 回の計 4 回の策定委員会を経まして、12 月 20 日からパブリックコメントを開始し、1 月 20 日までの 1 か月の間、皆様のご意見を募集する状況になっています。

この戦略ですが、一般には地域戦略ということで名前を付けておりますが、なるべく皆様に分かりやすいもの、伝わりやすいものにしたいということで、サブタイトルを付けました。先程申し上げた通りです。このサブタイトルにつきましては、後で述べますが、目指すべき将来像を踏まえた形で設定させていただいております。

全体の構成ですが、まず最初の 1 章、2 章のところで、なぜ生物多様性地域戦略が必要なのかという問い合わせをさせていただいております。前後しますが、生物多様性地域戦略

につきましては、生物多様性の保全をしていくことが世界的な責務になっています。我が国は生物多様性条約にも加盟しておりますし、条約を踏まえまして国では生物多様性基本法が作られており、その中で生物多様性地域戦略という地域版の計画も作って行ってくださいというような、市町村にとっては努力義務が課せられています。本市としましても、必要性を十分に勘案しまして、先程の白書でいろいろご説明差し上げました、第二次環境基本計画の中でも、地域戦略を作っていくことを目標の一つに掲げさせていただいております。そういうことに至った状況としては、まずは「倉敷の状況」を述べながら策定を進めております。ご存知のとおり、倉敷市は農業、水産業、海も川も山もあって、しかも工業が発達して観光もある、多様な複合型の都市となっており、そういうところを皆様に知っていただきます。それを踏まえて、今まで近代化をしていく中でどういった問題が起きたかという歴史も記載しております。従来からの課題に加えまして、昨今のライフスタイルの変化、例として里山の利用が減ったことや、外来生物の話も先程ありましたが、新しく倉敷にもたくさん入ってきてしまっている、地球温暖化の問題だとか、新たな課題が生じてきたということで、地域の生物多様性を守り、生物多様性の恵みを未来の世代に引き継ぐことが必要ということを大きく捉えまして、生物多様性地域戦略というものを作っていくことについてお話しをさせていただいている。

今回の生物多様性地域戦略の特徴ですが、先程申しましたように、市民の皆様に分かりやすく、読んでいただきたいということで、倉敷の自然やそれに関連する事項、生物多様性の保全等の取り組みをコラムふうにまとめております。例えば、日本の重要湿地500ですとか、特に倉敷を含む備中地域には、食文化も非常に豊富なものがございますので、備中杜氏の話ですとか、そもそもなぜ生物多様性が必要なのかといったコラムを21程掲載しております。あともう一つの特徴としましては、倉敷市内の自然や風土、特徴、そして生息する生き物などを生態系ごとや地域ごとになるべく分かりやすく紹介させていただくということで、写真もいろいろ掲載しております。特に希少な生き物が非常に多いということもありますので、どういったものがいるのかということを写真でお示しとともに、問題となっております外来生物にどんなものがいるのか、このあたりについては、写真やイラストを付けて特に詳しく解説しております。

全体の概要ですが、先程も申しましたが、生物多様性基本法及び倉敷市第二次環境基本計画を受けた形にしております。対象とする地域ですが、倉敷市内全域になります。ただし、国や県など、非常に広域な事業を伴う場合、あと、倉敷市は高梁川の流域ということになりますので、そのつながりのある周辺地域との自治体の連携も厭わない形で計画を進めて行こうと考えております。目標すべき将来像ですが、「恵み豊かな瀬戸内の自然を未来に向けてみんなの手で引き継いでいるまち倉敷」ということで、多種多様な生物が多種多様な生態系を持つ倉敷の中で非常に豊かな生き物たちの賑わいを作っているということ、それを我々が利用し続けていける環境を守っていこうということ、そしてそれを他人事ではなく、皆さん一人ひとりのこととして捉えていただくということを踏まえて、目標すべ

き将来像を設定させていただきました。この目指すべき将来像を達成していくために、施策目標に近いと思いますが、基本的に四つの目標を定めております。

一つが、倉敷の生態系の状況、生き物と暮らしの繋がりを十分に把握していきましょうというものです。二つ目がそういった生き物たちの繋がりや、倉敷にいる希少な生き物の生息環境を保全、回復、将来的には再生させていきたいということです。三つ目が生き物たちによって得られている恩恵を未来永劫持続的に受け続けなければ我々は暮らしていくことはできませんので、そのための施策を考えていきます。四つ目が、そういったことに対して、行動する人たちや地域を作っていくことで、行動できる人づくり、地域づくりを行うこととしており、大きく1から4の基本目標ということで設定しています。

裏に移ります。

目標の達成期間ですが、環境基本計画、国家戦略、県の地域戦略との整合性を考えて、大きく二つ、短期と長期とに分けて、短期につきましては2020年、長期につきましては2050年ということで、短期の間に生物多様性の普及啓発、これにつきましてまだまだ十分皆様にご理解いただけてないという面がございますので、ここを進めるのが大きな柱です。もう一つは持続可能な利用ができるための基盤を作っていくことを短期目標としています。長期目標の2050年までにはもっと大きな、例えばライフスタイルとか街づくりの考え方などを持続的な取り組みができるような方向で持っていく期間としております。

将来像の中でどういったものをもう少し細かく目標として示すかということを次に掲げておりますが、数が多いので全部は申し上げませんが、短期目標、長期目標それぞれについて項目を設けています。例えば生物多様性の損失そのものをまずは食い止めなければいけないということを一番上に挙げています。それを達成するためには、総合的計画的な施策の体系が必要であります。この戦略そのものもその一つかと思います。そしてそういった生態系がそれぞれの海山川において維持されている状況、市街地等においても多様な生態系が維持されている状況が必要です。希少な生き物たちを含む生態系についても、生息、存続を確かに状態となっていることが必要です。あと、評価がないと達成できたかどうかの把握ができないので、その評価手法についても検討していきたいと考えております。また、皆様がどういったふうに環境のことを考えるかという環境観についても育てていくことも挙げています。長期的には今より更に生物多様性の状況が豊かになっているということを中心にはじめています。

次に行動計画ということで、どういうことを行っていきましょうということを第5章に示しまして、基本的な取り組みの方向性を最初に示しています。本編の5章にある5-1をお開きください。こちらに先程挙げました短期目標、長期目標を達成していくための方向性を示しています。例えば、最後に申し上げました評価の手法の確立に努めますとか、生態系の保全・回復・再生を推進しますとか、あらゆる主体が参加する地域づくりに努めますとか、高梁川流域等の自然共生圏との連携を強めますとか、そういった地域づくり

を通して安心安全で災害に強い地域づくりになることを意識し取り組みますといった内容を基本的な方向性として定めました。

それを体系的に示したのが、次のページになりますが、それぞれの基本目標につきまして具体的な取り組みを示しました。この取り組みについて、更に強力に推し進めたいということで、先駆的な事業であるリーディングプロジェクトというものを設けております。5－5をお開きください。こちらにつきましては、基本目標毎に特に重要視していこう、力を入れて行こうという事業を示しております。例えば一番上の自然環境調査の実施になりますと、これは前の審議会でも報告させていただいておりますが、携帯電話やスマートフォンを使った調査システムの運用ですとか、このあたりも今年度取り組みを始めたところですが、更に進めて行きたいと考えております。

次のページをめくっていただきますと、地域の自然と生態系ネットワークの保全というところの市全域のところの下に書いておりますが、市以外の公共事業における環境保全措置ということで、最近取り組み始めましたが、国や県で行われている事業につきましても、なるべく保全に対する要望を入れていくように、行動を起こそうとしております。といったところで、まずはリーディングプロジェクトというものを定めています。

5－9に短期目標の達成に向けた具体的な取り組みということで、同様の形になりますが、各部署毎で、これまで取り組んできた内容が主なものとなります。これまで以上に継続して具体的な取り組みを進めて行くことを考えております。

この取り組みを見ていただくとお分かりになると思いますが、5－9の基本目標1で、一番上の右を見ていただくと、行政の取り組みになります。その下二つが指針ということで、例えば市民の皆様または事業者の皆様にこういったことを協力してくださいということを、目標ではないのですが具体的な指針という形で取り組みの方向性を示しております。

こういった戦略を進めて行く中で、具体的な細かい目標なども拾えれば拾いたいということで、5－17に数値目標という形で掲載しています。中には、現在進捗しているものもあり、本市の第六次総合計画の中でも関連した指標の評価を数多く行っておりますので、これらをまずは中心的な指標に据えています。例えば環境保全型の農業の推進でありますとか、数字の把握できる部分について、数値目標をもって推進したいと考えております。

こういった計画を進める中で、どういった体制を取っていくかというものが6章になります。推進の取り組みの組織としましては、仮称ですが、倉敷市生物多様性地域戦略推進委員会を設けまして、第三者の目で円滑に目標に向けて事業が進んでいるかを評価していく機関を設けようと考えています。また、事業の推進のためには、市だけの計画ではなく、市民の皆様、事業者の皆様に協力していただいて進めるものでございますので、市民の皆様、事業者の皆様と連携しながら、それをP D C Aサイクルに乗せてチェックしていくことで進めようと考えています。

7章にはこれまでの戦略の策定経緯、委員会の皆様のお名前、市民懇談会の状況等を載せています。最終的にはまだパブリックコメント版ですので、もう少し皆様に分かりやす

いように用語集等も付ける予定にしています。以上です。

(会長)

ありがとうございました。パブリックコメント版を見ながらのご説明でしたが、ご質問があればお願ひします。

(委員)

原案を拝見しましたが、よくもここまで作られて感動しています。動物の名前などに関しては少し訂正した方がいいのではというところがございますが、そういう細かいところは事務局に直接申し上げます。環境白書の概要版を作られていますが、パブコメ版に関しても、皆様に宣伝するような概要版は作られるのでしょうか。

(事務局)

パブリックコメント版では、概要にまとめたものをお付けできない状況です。一般的に他の計画でも多いのですが、こういったものをそのまま読んでいただくようになってしまいます。主旨はパブリックコメントの紹介のところに記載しています。概要版ということになりますと、最終的にまとまった後、皆様に見ていただくものについて概要版を作成したいとは考えております。

(会長)

後でお考えになるということですね。

(委員)

伺いたかったことはそういうことでして、市民の方がこれを見ても、中身がありすぎて見きれないだろうなと思いました。

(会長)

概要版があってこそ、皆様に周知しやすくなりますので、是非ともお願ひしたいと思います。

(委員)

委員の中では、プロトタイプが出てきてから項立てを含めてより分かりやすくしようということで色々な意見が出まして、かなり分かりやすくなつたと思いますし、委員の中からはかなり細かいこともご指摘をいただきましたので、そういうところも修正が入っていることが分かりました。大変良く出来上がっていると思います。

(委員)

パブリックコメント版を拝見いたしました。感動しております。5-9にある、短期目標達成に向けた具体的な取り組みの中で、指針の名称に「家の周りの環境調査」等が入っております。「家の周りの野生生物を調べ、定期的に観察し…」というのは、主体が市民となっていますが、一番身近な子どもたちに向けて行うことはできないでしょうか。子どもたちに周りの身近なものを観察してもらって、提出してもらうことが良いように思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。市民の中には、子どもも含んでいます。先程、クラウドシステムの話をしましたが、やはり機械を使えない年齢層というのもございます。ご存知とは思いますが、倉敷市でも小学校を対象としました身近な自然調査を行っておりますが、前回行った時から十数年経過しておりますので、ご協力いただける体制を模索しながらそういった調査を行えば、前回との比較などもできるのではないかと考えておりますので、今後検討ていきたいと思います。

(副会長)

環境に興味のある者にとって、写真付きで非常に見て楽しいものです。よくできていると思います。ただ一つ、私の個人的な考えかもしれません、例えば3-35に写真入りでレッドデータということで赤枠にしているのでしょうか。それに対して外来種や有害生物が青枠になっております。赤青黄というと、赤が危険で青が安心というイメージがあります。どうしたらいいものか、レッドデータだから赤枠、これは青枠にするわけにはいかないかななどいろいろ考えました。例えば外来種の有害の方を黒枠にするなり、灰色にすればちょっとは印象的に違うのではないかと思います。赤に対して青は何かイメージ的にいいイメージを作ってしまうのではないかと思っております。

(事務局)

ありがとうございます。おっしゃる通りです。青枠にした理由は、北海道では、ブルーリストということで、外来生物を挙げておりましたので、それを参考として、現状では青とさせていただいておりましたが、印象というものは非常に大事だと思いますので、検討させていただこうと思います。

(会長)

外来種タンポポ種群とかが要注意外来生物となっていますが、小林先生、おそらく来年の4月以降はこの言葉が無くなる可能性があるのではないかでしょうか。侵略性…となるとか。

(委員)

そういう話ですね。

(会長)

そういう部分も、順次改定していただくことになるかもしれません。まだ明確ではありませんが。

(事務局)

取りまとめにあたりましては、自然史博物館の先生方にもオブザーバーをお願いし、ご一読いただいておりますが、なにぶん量が多いので、アラが残っておりますが、もう少し見直していきたいと思います。

(会長)

完璧なものを作っていただければ、非常にありがたいと思います。

(委員)

県の「自然との共生 おかやま戦略」という県の地域戦略がありますが、ここと比べてみると、1-3に、気になったところがあります。自然環境の劣化と保護、新たな課題の部分に、「本来の」という言葉を使われております。県の戦略にはあまり出てきません。個人的に考えてみましたが、倉敷市の持っている本来の生態系は何なのでしょうか。多様性とは何なのでしょうか。どなたが回復しているとか、どういうふうに損なわれているとか判断できるのでしょうか。これが評価の方法につながるとは思うものの、どこに本来の姿があるかということは、なかなか実際には分からぬのではないかと思います。そういう意味で、「本来の」という言葉を地域戦略でお使いになることが本当にいいのかと思います。目指すべき姿があって、今の多様性をどこまで保たせるか、あるいはもう少し前の分かつている状態にどういうふうに戻していくか、外来生物をどれだけ駆逐していくって本来、ここで本来という言葉が出来てしまいますが、日本にいた在来種を維持、増やしていくのかというような考えが必要だと思います。このように「本来」という言葉がいろいろなところで目について気になったので、あえて言わせていただきました。表現を少しお考えになつた方がいいのかなと思いました。

(会長)

ありがとうございます。非常に良いご指摘をいただきました。よく我々も「本来」という言葉をつかってしまいます。しっかりとした視点があって、本来という言葉が使えるものですので、もう一度ご検討いただければと思います。

(事務局)

慎重に対応させていただこうと思います。

(委員)

ご指摘のところは私も少し気になりました。従来からの課題の1つに、ライフスタイルの変化、里山の利用減があります。外来生物や地球温暖化はなかなか難しいところですが、ライフスタイルの変化という部分でどういうふうに課題が解決されていくのかと気になります。自然史博物館で、今年特別展として「昆虫とあそぼうよ」を企画しました。昆虫を子どもたちに触らせるという取り組みをしていたのですが、お母さん方が昆虫や虫に対して非常に抵抗感があって小さい子どもたちだけで入場させるとか、小学生の観察者が少ないとという現象が見られました。また、毎月野外観察会をしていますが従来に比べて子どもたちの参加が少なくなっているという感じを持っています。お母さんたちや若い人たちが以前に比べて少なくなっているという現象の中で、自然に親しむという意味でのいろんな取り組みをされていこうとしている計画となっていますが、具体的には子どもたちを含めて若い人たちをどう取り込んでいけばいいのかなと思っています。その辺りはどうお考えですか。

(事務局)

担当レベルの回答となってしまいますが、ご了承ください。自然史博物館友の会の方にお世話になっておりまして、イベントの内容や回数等も含めて非常に頼りにしております。子どもの頃から親しまないと、なかなか大人になって自然に親しむというのは切り口としては難しい部分があろうかと思います。昨今の山ガールとかの野外に出る方は増えてきており、それはそれで伸ばしていく必要があると思いますが、一番基礎になる部分である子どもへの教育的な部分を強化していくことが一番かと思っています。そういう意味で、環境学習センターを新しく整備したりして力を入れているところですので、考えていきたいと思います。

(会長)

まずは、母親等から教育ということになりそうですが、大学の方でも高校生だけではなくて、最近は夏休みに親子連れに対しての分かりやすい身近な科学ということで、公開講座的なことを行っております。最も集まるのは夏休みの宿題に関係することで、課題を差し上げますとものすごいです。あまりそういうことはしたくないのですが、まず何かに関わっていただく、モチベーションを持っていただくには、接点を持っていくということも大事なのかなと最近は考えたりしておりますが、いろいろなやり方があるかと思いますので、知恵を出し合っていただければと思います。

(会長)

ちょっと気になる言葉があります。議事2-1の2ページ目のところで、短期目標のところ、下から二つ目の矢印のところに、「生物多様性に係る地域評価手法を確立している。」という目標になっていますが、この「確立している」という文章を次元的にどう捉えていいのか不明です。確立しているのをそのまま維持していくのか、あるいは確立しようとしているのか、これから考えていくのか、ちょっと読み取れない文章と思ったのですが、補足説明がございますか。

(事務局)

これについては、まだできていないので、これから検討していって、その期間の間に、例えば量的な評価ができる状態を持っていきたいという意味です。

(会長)

これを見ると、もう確立しているように読み取られる可能性があると思いましたので、今の様な表現にもう少し変えていただいた方がよろしいのではないでしょか。

(事務局)

表現は工夫させていただきます。

(会長)

非常に重要な部分でありますので、よろしくお願いします。

(委員)

5-1-2の外来生物対策ですが、現在、自動車の海外からの輸入も非常に増えている、意図せずにいろいろなものが入ってくるということも噂で聞いたりしますが、そういうしたものも水際作戦ではないですが、入ってくることを防止するというのも重要だと思います。例えばサソリが入っていたとか、クモが入っていたとかの情報は取れるようになっているのでしょうか。

(事務局)

事業者から連絡が入るようになっています。外来生物のことですので、国や県の方へも連絡が入るようになっています。一昨年も輸入してきたものの中にセアカコケグモがいたということで、その防除の状況までご報告をいただいている。

(委員)

多分これから、国際バルク戦略の中で、そういうことも増えていくと思いますが、そ

いったことを踏まえていくと、5－12の中に「輸送により外来種を持ち込まないように気を付けましょう」と簡単に一言で書かれていることが少し寂しいという気もします。我々はそういうものを扱っており危険でもありますので、その辺はこれから議論の中で、国際バルクの話が進んでいく中で、配慮していただければと思います。

(委員)

3－15の岡山県内で確認された要注意外生物に関してですが、ハ虫類のミシシッピアカミミガメなどは問題外の要注意だと思いますが、植物の中のオランダガラシは、クレソンと言って非常に楽しく川で採って食べているようなものであるのに、要注意外生物となっています。どういう意味で要注意となるのでしょうか。

(事務局)

私も選定の過程までは詳しくは存じ上げておりませんが、ここで挙げている要注意外生物というのは、環境省が公表している要注意外生物のリストに掲載されている生き物になります。ですので、特定外生物までには至らないけれども、同じように侵略性が非常に高いものということでピックアップされているというふうに理解しています。

(委員)

既に定着てしまっているような、ヒメジョン、ハルジョンなどがありますので、ちょっと不思議だなと思って質問しました。

(会長)

環境省の方で、このように要注意外生物・植物を小委員会で決めていますが、先程申しましたように、再度会議が開かれておりまして、「要注意」から「侵略性」という言葉に変えるというふうな検討が進んでいるところです。何が言いたいかといいますと、結局は繁殖、増殖が非常に高いということで、危険な目に我々が合いますよという意味合いです。私はこの要注意外生物を、防除かつ利用という両方から研究を進めております。今おっしゃったクレソンは水質浄化に非常にいいのですが、こういうものもあり一般的に使ってはいけないというご時世になってきています。果たしてそれでいいのかという課題も出てきますが、ただ何れにせよコントロール無しでは、この植物たちと一緒に共存できないのも事実です。このような考えがここに入っているとご理解いただければと思います。

(委員)

5－15の子どもたちへの環境教育の充実という部分に、環境教育の推進というものがあり、主な事業関係者が「指導課」とありますが、「指導課」という部署があるのでしょうか。

(事務局)

教育委員会の中に、指導課という部署があります。

(会長)

外にも何かございましたら、事務局の方にご連絡いただければと思います。これをもつて、二つの議事について終わらせていただきたいと思います。

#### 4 その他

(会長)

最後はその他でございますが、事務局からお願いします。

(事務局)

市ポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限に関する条例について、簡単にその後の経過を報告させていただきます。

冒頭の倉敷の環境白書の概要版の2ページのところにポスターの掲載があります。条例につきましては、いろいろとご心配をお掛けいたしましたが、今年の4月1日から施行できているという状況です。ご承知のとおり、主な改正点はタバコを吸いながら歩いたりしないように努めましょうということ、それと路上喫煙の制限区域内では指定された喫煙所以外でタバコを吸ってはいけませんよという2点が大きな柱となっています。

では、どこを制限区域として指定したかというと、概要版の2ページに絵が小さいですが、右上に小さい地図が掲載されています。簡単に言うと、JR倉敷駅の南側のロータリー、北川のロータリー、それと商業施設、みらい公園あたりを含めた区域を指定しています。

平成24年9月27日ですので、約1年少々前となりますが、その日に条例の公布を行いました。施行の4月までの間に実施してきたことを、2の(1)に掲載しております。隣接する町内会にお知らせのチラシを配ったり、広報くらしきや環境衛生協議会の会報に記事を掲載したり、ポスターの図柄が出ていますが、こういったポスターをあちこちに掲示したり、FM倉敷による広報などを行いました。また、ポケットティッシュの配布をかなり精力的に行いました。また、指定喫煙所は最終的に4カ所であり、これは南側の1階、2階部分、北側の1階、2階部分の4カ所を残して、他は全て撤去いたしました。制限区域を示す表示看板を3カ所に設置いたしました。ポケットティッシュの配布に関しては、環境衛生課だけでなく、道路管理課や生活安全課、健康づくり課など横断的に職員を動員して行いました他、環境衛生協議会の役員の方、JTの職員の方にも協力いただいて行いました。

施行日直前の山陽新聞に記事を掲載して、条例を4月1日から施行することを皆様に広

報しています。4月1日以降になってからは、喫煙率の調査とか、喫煙者への啓発指導を行ったり、表示の杭の様なものをこの区域の中にかなり立てています。ただ、色が白っぽい色で目立ちにくいということもありますので、皆様あまり目にされていないのではないかという気もしております。3月末までにみらい公園の敷地内へ看板を1枚設置していましたが、4月以降はアリオ倉敷の敷地内と書いておりますが、実際には歩道沿いに看板を1枚設置しております。アンケート調査を行ったりもしております。タクシーの運転手さんで、タバコを吸われている方が目に付くといった投書をいただいた経緯がありましたので、岡山県のタクシー協会の倉敷支部へ参りまして、ご協力をお願いしました。

今後の取組については、1年経過した時点での喫煙の実態調査とか啓発指導を行うこと、ポケットティッシュについても配布を行って啓発・PRに努めること、路上へのサインスタイルの設置も考えてみようと思っています。

全体といたしましては、例えばバスのターミナルのところでタバコを吸っている人がいるので困りますとか、タクシーの運転手があちこちで吸っているので困りますとかの話があつたり、学生が駅周辺で自転車をとめて動くその動線上にタバコを吸える場所があつて良くないとか、商店へ煙が入ってくるとかの投書がありましたが、かなり減ってきた印象を受けております。それと、危惧していたことですが、実際にこういう条例を制定したけれど、守れてないのではないか、厳しく取り締まりをしないといけないのでは等とのご意見を多くいただくのではないかと恐れておりましたが、意外とそういった強硬な意見は今のところ聞こえてこないという状況です。ただし、朝になるとタバコの吸い殻がパラパラ落ちているという実態が続いています。JR周辺をボランティアさんとか、管理をされている会社が非常にこまめに清掃してくださっているので、割とそれに助けられているという部分があるということも認識をしております。今はそういった現状です。以上です。

(会長)

経過報告をご説明いただきましたが、ご質問はありますでしょうか。

(委員)

条例を制定される前の数値的なものは分からぬと思いますが、折角条例を制定されているので、条例を制定されたあとに、喫煙率の調査であるとか、そういったものは市民が見られるようになっているのでしょうか。

(事務局)

それにつきましては、調査結果は我々の手元に集計をしたもののはあります、これをホームページとかそういったところには、今現在掲載しておりません。

(委員)

それは、今後も掲載しないのですか。

(事務局)

載せた方が良ければ載せて行く方向で考えていきたいとは思います。現在手元に持っているものは6月に調査したものですが、丸1年がもうしばらくすると来ますので、今度もう一度実施したものを合わせてどのように変化があったかも見て、掲載の方法も検討していきたいと思います。

(委員)

私も感じているのが、そんなにいないなという認識です。折角調査を行われているので、評価をどうするかということもあるのでしょうか、いいことを行われているので、それに対するこういう結果だったということを、もう少し知らしめたほうが、折角行われている内容に対しての評価ができるのかなと思います。

一つだけ気になるのですが、実際に注意をどれくらいの方にされたかだけ教えていただけますでしょうか。

(事務局)

これは、アンケートをしたり、実際にティッシュ配りをしている現場で、駅から出て来られた方がいきなり火をつけたりされる方がいらっしゃいます。常時職員が出て行って啓発を行っている訳ではありませんので、出くわしたときには、新しくこういうふうになりましたので、よろしくお願ひしますというようなことは伝えていますが、比較的調査をした時間が、人の流れが多い時間帯ですので、割と守れているというか、ほとんどそういう人がその時間にはいない、出くわさない状況です。

実際には早朝とか夜の遅い時間が問題なのだろうとは思いますが、そこまで今のところ至っていないというのが現状でございます。

(委員)

ポイ捨てのことが話題になっていますが、教えてください。官公庁の室内では、ほぼ禁煙になっているのでしょうか。タバコを吸うとか吸わないとか、いたる所で区別がされているので、吸ってはいけないとか、吸っていい場所を皆様ご存じの方が多いとは思いますが、官公庁ではそういうふうにはつきりと特定の場所以外では吸ってはいけないということになっているのでしょうか。

(事務局)

本庁、支所を含めて、喫煙ができる場所は限られた場所になっていますので、今現在は

机の上に灰皿があつたりする部署はございません。お客様用のものというものが本庁の場合は1カ所、議会棟の出入り口の前にあります、あとは一般の方が吸えるところはございません。職員が吸っているところは若干残っているというのが現状ですが、ほとんど外に出ていくような傾向になりつつあります。

(委員)

学校なんかはどうなのでしょうか。

(事務局)

小学校、中学校、たぶん高校は、敷地内は禁煙です。保護者の方も中では吸えません。

(会長)

ついでに申し上げますと、岡山大学も津島地区は来年の4月1日から敷地内では吸えなくなります。だんだん厳しくなって参ります。

(副会長)

川崎医療福祉大学は学園全体が2010年からキャンパスは全面禁煙になっています。ただ、それを守らなくて路上へ出る患者さん、教職員、学生はいることはいますが、減つてきています。個人的には、この条例が今後更に進展するのかに非常に興味があります。もう一つは、子どもに喫煙を覚えさせないことと子どもに受動喫煙させないという意味では、通学路は同じように路上喫煙禁止区域にすべきではないかと思います。教育県岡山、倉敷はそうして行くのがリーダーシップではないかと思います。できたら、中庄地区の川崎学園の周辺を何とか禁煙地区にできないかと大学全体で考えているところです。

(会長)

いろいろ情報共有の場でございます。他にはありませんか。

(事務局)

最後に、事務局からお知らせですが、今日の議事2で説明したところですが、生物多様性地域戦略につきまして、1月20日までの期間でパブリックコメントを募集中です。つきましては、今日ご意見をたくさんいただいたところではありますが、皆様、思っているところがあろうかと思いますので、環境審議会委員としてのご意見をたくさんいただけたらと考えております。もちろん、パブリックコメント終了後、意見を踏まえた成果物につきまして、審議会委員の皆様に送付させていただく予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう一点、今年度審議会を3回開催し、皆様にご尽力いただいたところではありますが、

次回審議会は来年度の4月以降に開催させていただきたいと考えておりますので、スケジュールが決まり次第、ご連絡を差し上げます。その際はよろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。

(会長)

それでは、委員の方からはありませんでしょうか。予定よりやや早めに終了できそうでございます。以上で議題の審議は終了いたしましたので、事務局へマイクをお返しします。

(事務局)

沖会長には議事進行をいただきまして、ありがとうございました。

## 5 閉会 あいさつ (環境政策部 中原部長)

議事録承認

会長

神 陽子

署名委員

本郷 美紀子

署名委員

宮 田 幸和